

国有林野の管理及び利用に関する行政評価・監視

〈評価・監視結果に基づく通知〉

「行政評価・監視」は、行政の運営全般を対象として、主として
合規性・適正性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善
を推進するものです。

九州管区行政評価局は、今回、標記の行政評価・監視結果を取りま
とめ、平成16年9月9日、九州森林管理局に通知します。

平成16年9月

総務省 九州管区行政評価局

所在地：福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話：092-431-7081（代）

FAX：092-431-8592

(別紙)

調査結果の概要

1 レクの森における安全性等の状況

【調査結果の概要】

現地調査した 19 地区のレクの森の中には、安全性に欠ける施設や案内が不十分なものがみられる (7 レクの森 35 件)。

(1) 登山道の路面に鉄製の杭が突き出ている、転落の危険性のある遊歩道に転落防止のためのロープが設置されていない等安全性への配慮に欠けているもの (8 件)

(2) 遊歩道の分岐点に行き先を示す案内標識が設置されていない、案内標識の表記内容が誤っている、案内図が老朽化して判読困難となっている等案内が不十分なもの (27 件)

また、森林管理局が整備して民間に運営委託している施設や民間企業が国有地を借り受けて整備した施設の利活用が図られていないものがみられる (2 レクの森 3 件)。

(具体事例)

◎ 安全性への配慮が不十分な事例

- ① 登山道の木製の階段が腐食・滅失し、残った鉄製の杭が路面に突き出たままになっているもの。 ⇒ 事例写真①
- ② 遊歩道の溪側が崖になっているがロープの設置等転落防止措置を講じていないもの。 ⇒ 事例写真②
- ③ 溪流に架設された橋梁の手すりが緩んで不安定な状態となっており利用者が通行するのに危険なもの。 ⇒ 事例写真③
- ④ ちびっこ広場に設置している滑り台が破損し、先端部の板が脱落したり跳ね上がるおそれがあるもの。 ⇒ 事例写真④

◎ 案内が不十分なもの等の事例

- ① 遊歩道の分岐点に案内標識が設置されていないことから目的地への進行方向が分からにくいもの。 ⇒ 事例写真⑤
- ② レクの森の施設案内図に廃止された売店やバンガローが表示され、また、休憩舎の位置が誤って表示されているもの。 ⇒ 事例写真⑥
- ③ 案内図全体が苔に覆われるなど老朽化し、かつ、現在地を示す表示もないため判読困難となっているもの。 ⇒ 事例写真⑦
- ④ スズメバチに襲われる危険性のある箇所に注意板が設置されていないもの。 ⇒ 事例写真⑧

◎ 利用低調（未利用）となっている貸付施設等の事例

- ① 森林管理局が昭和 46 年に整備し民間団体に運営委託しているフィールドアーチェリーランドの年間利用者数は 83 人。 ⇒ 事例写真⑨
- ② 国有地を借り受けて整備している売店（借受者：民間企業）あるいは休憩所（借受者：県）が閉鎖されている。 ⇒ 事例写真⑩

【改善所見の要旨】

- ① 森林巡視やレクの森内の点検等により、危険箇所や整備・改善が必要な施設等を把握し、安全対策を講じるよう森林管理署への指導を徹底すること。また、利用案内が不十分なものについては、適切・的確な案内表示を行うよう指導すること。
- ② 利用が低調な施設については設置の必要性を含め、委託、貸付の是非、活用の可能性を検討すること。

2 レクの森に係る管理経営方針書の見直し

【調査結果の概要】

管理経営方針書は、レクの森の管理体制及び利用方針、レクリエーション施設の設置計画等を定めたもので、適期の見直しが必要であるが、調査した3県内の8森林管理署・支署の中には、見直しが不十分なものがみられる。

(具体事例)

◎ 見直し作業が終了しているのは半数

九州森林管理局は平成14年9月、森林管理署に対し、管理経営方針書の見直しを行い同局に提出するよう指示 ⇒ これに対し、当局の調査時点(16年6月)で見直し作業が終了し同局に提出しているのは8森林管理署・支署のうち、熊本南部、宮崎、都城、西都児湯の4森林管理署・支署。提出していないのは、福岡、熊本、宮崎北部、宮崎南部の4森林管理署

◎ 見直し作業は形式的・不十分

- ① 従来の手書きをワープロ化したのみで、レクの森の種類が風景林から風致探勝林に変更されているにもかかわらず依然として風景林として位置付け ⇒
福岡署(油山等7レクの森)
- ② レクの森の区域外においても遊歩道、展望台等が整備され、レクの森を含む周辺が一体となってレクリエーションの用に供されており、レクの森の区域を拡大する余地があると思われるが、その検討を行っていない ⇒ 熊本署(木原山風景林)
- ③ 管理経営方針書において整備を計画している大規模レクリエーション施設については、予定事業実施主体(民間企業)の経営状態等から、その実現性が見込めないものと思われるが、見直しを行っていない ⇒ 宮崎署(一つ葉野外スポーツ地域)

【改善所見の要旨】

- ① 見直しが進んでいない森林管理署に対し、提出期限を示して早急に見直しを行うよう指導すること。
- ② 見直しに当たっては、レクの森の区域の変更・拡大の余地、施設計画の妥当性(利用者数、施設規模、採算性等)についても十分検討を行うよう森林管理署を指導すること。

3 廃棄物の不法投棄防止対策及び処理対策の積極的推進

【調査結果の概要】

廃棄物は、景観の阻害や水源汚染にもつながるおそれがあることから、不法投棄防止対策の徹底とその迅速な処理が望まれる。また、廃棄物の処理に当たっては、地方公共団体等との連携が不可欠と考えられるが、連携が不十分な例や不法投棄廃棄物の処理対策等が不十分なものがみられる。

(具体事例)

◎ 地方公共団体等との連携不十分

九州森林管理局は平成14年2月、森林管理署に対し、地方公共団体等が不法投棄防止対策とその対応を協議するために設置している「協議会」に参画するよう指示

⇒ これに対し、15年10月現在、協議会に参画しているのは管内23森林管理署・支署のうち5署等

◎ 不法投棄廃棄物の処理対策等が不十分な例（福岡森林管理署のみを調査）

① 実態把握

・ 不法投棄廃棄物を把握した場合は、森林管理局が定めた様式（廃棄物の不法投棄実態及び処理状況）に整理し、同局に報告

⇒ 投棄場所については、同様式の「市町村名、国有林名」欄に記載することになっているが、実際の記載内容をみると、市町村名、国有林名のみ記載にとどまっているため、担当者が代われば不法投棄場所を特定できないものがみられる。

〔不法投棄場所をより具体的に示す林班・林小班まで記載したうえ、位置図、現場写真を添付し、場所を分かりやすくしているものも有〕

・ 森林管理署では林野巡視によって不法投棄廃棄物の把握に努めているが、当局の実地調査において新たな不法投棄事例がみられた。 ⇒ 事例写真⑪

② 処理対策

福岡森林管理署が把握している同署管内の不法投棄廃棄物は14件で、このうち13件は2年前から存在（当局の調査時点）。地方公共団体への処理要請は、専ら同署の下部機関である森林事務所が実施 ⇒ 福岡森林管理署は改めて地方公共団体に処理要請を行っていない。

【改善所見の要旨】

- ① 森林管理署に対し、「協議会」への参画について徹底した指導を行うこと。
- ② 不法投棄場所が特定できるように様式の記載方法を検討する（林小班までは記載）とともに、位置図及び現場写真を添付させることについて検討すること。
森林巡視は不法投棄されやすい場所を把握した上で、その周辺を重点的に行うよう指導すること。
- ③ 廃棄物の処理に係る関係地方公共団体への協力要請については、森林事務所だけでなく森林管理署からも積極的に行うよう指導すること。併せて森林管理署が自ら処理（回収）できるとされる軽微な事案については森林管理署と森林事務所が協力して回収に努めることが望まれる。

4 境界検測の実施状況

【調査結果の概要】

国有林の境界に設置される境界標については適切な管理が必要である。森林事務所の森林官の境界巡検によって不明、転倒等している異状な境界標が把握されているが、森林管理局及び森林管理署における境界検測及び境界標の改設（復旧）への取り組みは必ずしも進捗しているとはいえない状況にある。

（具体事例）

- ◎ 平成 14 年度末現在で福岡森林管理署管内に設置されている境界標は 30,655 点。
異状境界標は 1,658 点（5.4%）。うち要改設（不明、転倒等しているため新たに設置する必要があるもの）は 725 点（2.3%）
⇒ 福岡森林管理署では専門的な技術を有する職員が少ない等の制約から、少なくとも平成 13 年度以降においては境界検測及び境界標の改設実績がない。
- ◎ 九州森林管理局は、局職員が主体となって境界検測を実施し、平成 15 年度からは請負で境界検測等を実施しているが、ごく一部にとどまっている。
なお、同局は、森林管理署においても境界検測等が行えるよう署の職員を対象とした技術研修及び森林管理署が復旧作業を行う際に局職員を派遣して技術指導を実施。

【改善所見の要旨】

森林管理署における境界検測及び境界標改設等の実施を一層推進するため、引き続き境界検測等に関する指導及び人材育成等に努めるほか、請負による境界検測等の推進についても併せて検討すること。

5 その他の改善所見の要旨

- 未利用地の中には、財産の位置が確定できないもの、無断で家庭菜園等として利用されているのがみられるので、実態把握等を行い、処分方針等今後の取り扱いを検討すること。
- 国有林の借受者は、氏名、使用目的、面積、借受期間等を記載した借地標を借受地に設置することとされているが、借受期間が記載されていないのがみられるので、適切に記載するよう指導すること。
- 昭和 20 年代に契約された学校分収林の中には適切な管理が行われておらず、分収が困難と思われるのがみられるので、造林状況等を調査し今後の対応を検討すること。

【参考資料】

1 九州森林管理局の管轄区域

- 管轄区域：九州、沖縄の8県
- 管理面積：約53万ヘクタール（8県内にある森林279万ヘクタールの19パーセント）
次の3区分に機能類型
 - 水土保持林（公益林） 30万ha（57%）：国土の保全、水源のかん養機能の発揮を重視
 - 森林と人との共生林（公益林）9万ha（17%）：森林生態系の保全や森林空間利用を重視
 - 資源の循環利用林 14万ha（26%）：公益的機能の発揮に配慮しつつ効率的な木材生産を推進

2 レクリエーションの森とは

- レクリエーションの森とは、美しい森林や山岳、渓谷、湖沼などの景勝地周辺の森林あるいはキャンプ、ハイキングなどの野外レクリエーションに適した森林空間を選定し、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に提供している国有林野
- 利用形態に応じて次の6種類に区分
 - ①自然休養林 : 特に風景が美しく、自然探勝、ハイキング、キャンプなど保健休養に適した森林
 - ②自然観察教育林 : 自然の特色を生かした小・中学生等の自然教育に適した森林
 - ③森林スポーツ林 : 森林とふれあいながらキャンプ、サイクリング等のスポーツを楽しめる森林
 - ④風景林 : 名所・旧跡等と一体となった雄大な景観を眺望できる森林
 - ⑤風致探勝林 : 湖沼、渓谷と一体となった自然景観の探勝に適した森林
 - ⑥野外スポーツ地域 : 雄大な自然と親しむアウトドアスポーツ（スキー、テニスなど）に適した森林
- 九州森林管理局管内のレクリエーションの森の数
94地区、約1万8千ヘクタール（管内の国有林野面積の3.4パーセント）
内訳：自然休養林 10 自然観察教育林 4 森林スポーツ林 1 風景林 54
風致探勝林 23 野外スポーツ地域 2

3 境界検測とは

境界を保全するため、既往の測量成果に基づき、境界の位置を再確認する測量をいう。

4 学校分収林とは

国以外の者（造林者）が契約により国有林野に木を植えて、一定期間育て、成林後分収木を販売し、その利益（販売代金）を林野庁と造林者とで分収するものを分収林といい、造林者が学校の場合に学校分収林という。

事例写真集

【安全確保が不十分な事例】

事例写真 立花山風景林（福岡）



登山道に鉄製の杭が突き出たままの状態

事例写真 宮崎自然休養林



遊歩道の溪側が崖になっているが転落防止措置未実施

事例写真 宮崎自然休養林



橋梁の手すりが不安定

事例写真 西之浦森林スポ - ツ林（熊本）



拡大



滑り台の先端部の板が脱落・跳ね上がる恐れがある

【案内が不十分な事例】

事例写真 立花山風景林（福岡）



分岐点案内表示が設置されていない

事例写真 木原山風景林（熊本）



至る 宗教施設

事例写真 （北霧島風景林）



分岐点案内表示が設置されていない（右側が目的地の甑岳頂上方面）

事例写真 くまもと自然休養林（菊池水源地区）



廃止された売店やバンガロ - が表示されている。
休憩舎の位置が誤っている。

事例写真 宮崎自然休養林



老朽化し判読困難な案内図 現在地の表示もなし。

事例写真 くまもと自然休養林（菊池水源地区）



スズメバチに襲われる危険性のある箇所に
注意板未設置



ハチ誘引捕殺器に捕殺されたハチ

【利用低調（未利用）となっている貸付施設等】

事例写真 北九州自然休養林（ア・チェリ・ランド）
（森林管理局が整備し民間団体に運営委託）



倉庫

管理舎



倉庫に保管しているガソリン、農薬

事例写真



閉鎖された売店（北九州自然休養林）



閉鎖されている休憩所（北霧島風景林）

【不法投棄廃棄物の例】

事例写真 不法投棄廃棄物



二級河川「梶原川」上流部の河川区域内（地盤国有林）に不法投棄されている廃棄物